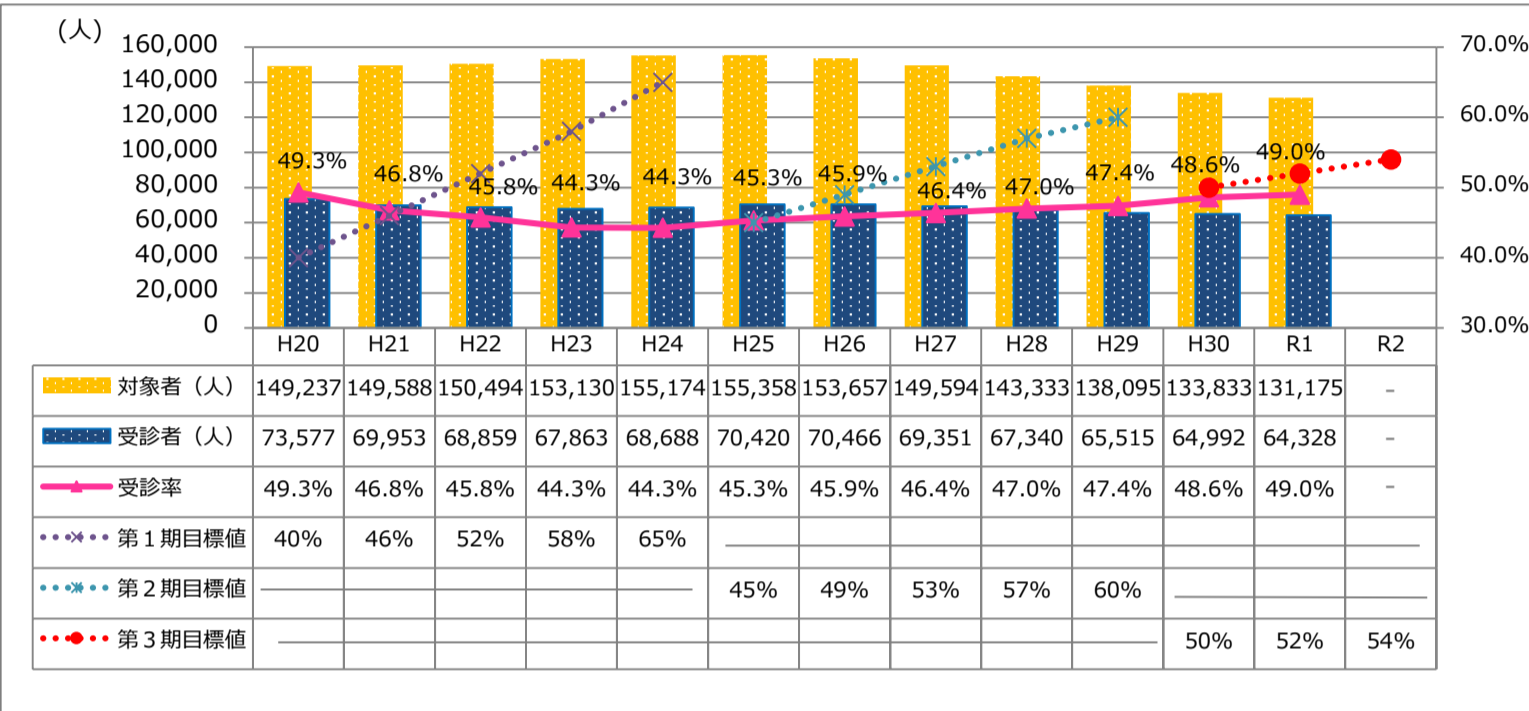


第3期特定健康診査等実施計画中間評価報告書《概要版》

仙台市国民健康保険では、これまでの取組状況の評価等を踏まえ、より効果的・効率的に特定健康診査等の生活習慣病予防のための保健事業を推進するため、平成30年3月に平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第3期特定健康診査等実施計画」を策定しました。本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第19条の規定に基づく「特定健康診査等の実施に関する計画」として策定するものであり、中間年の令和2年度に中間評価を行いました。

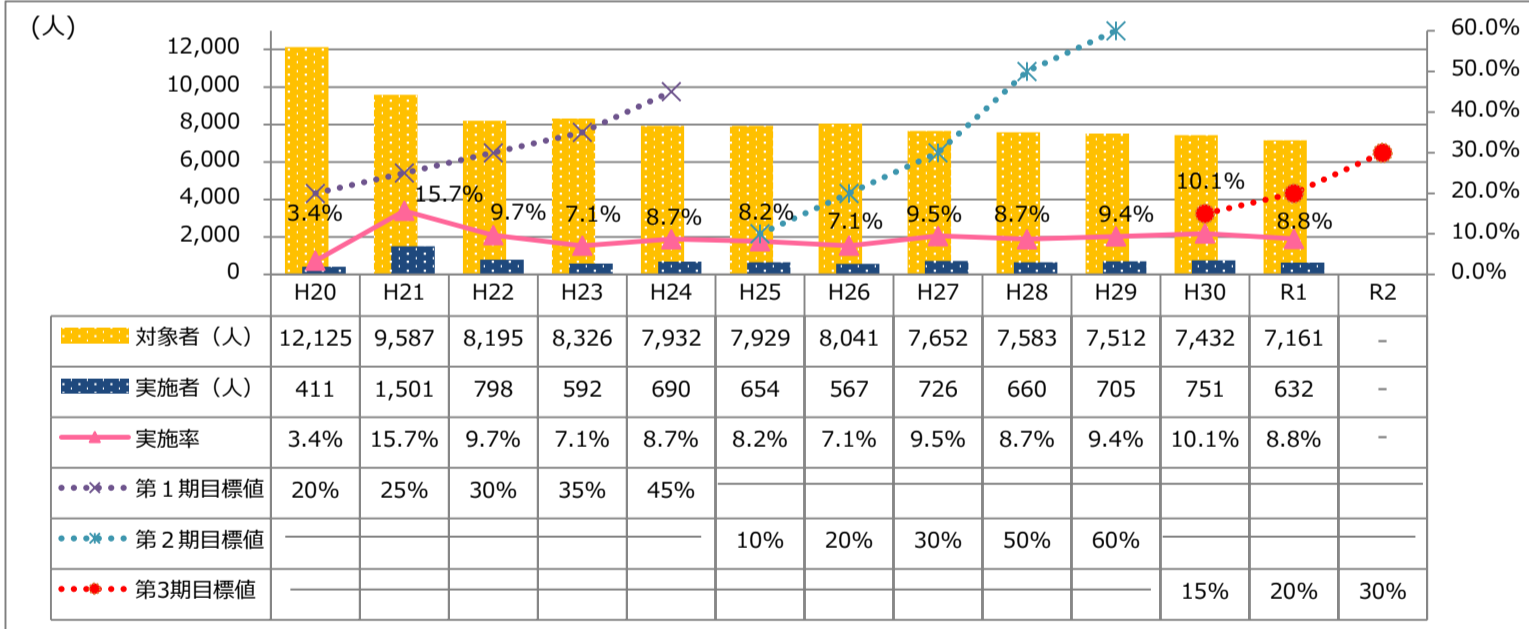
■ 中間時点での目標の達成状況等について

● 特定健康診査受診率及び目標値



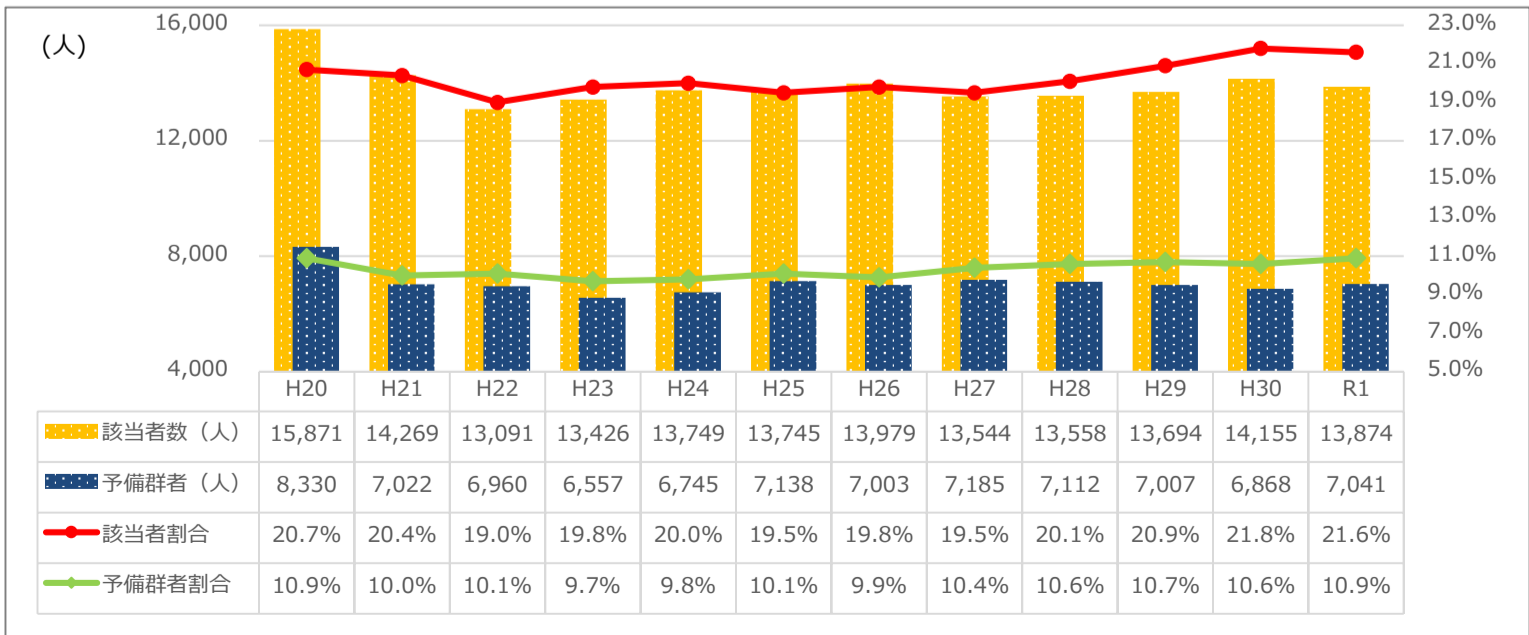
● 特定健康診査の受診率は、平成25年度以降上昇傾向を維持していますが、令和元年度の受診率は49.0%となっており、目標値には達していない状況です。
目標達成に向け、更なる啓発や受診勧奨方法の工夫が必要です。

● 特定保健指導実施率及び目標値



● 特定保健指導の実施率は、平成22年度以降10%前後で推移しています。令和元年度の実施率は(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり)8.8%となっており、目標値には達していない状況です。
目標達成に向け、啓発及び利用勧奨の強化、プログラム内容等の見直しを行う必要があります。

● メタボリックシンドローム該当状況




● 令和元年度のメタボリックシンドローム該当者割合は21.6%、予備群者割合は10.9%となっており平成20年度と比較すると、該当者割合が0.9ポイント高くなっている状況です。
引き続き啓発や特定保健指導の利用勧奨を実施していく必要があります。

■ 特定健康診査等目標値

令和5年度における全国の市町村国保での特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の目標値を国がともに60%と定めたことから、本市国保でも特定健康診査受診率と特定保健指導実施(終了)率の目標値を国の基準と同率の60%と設定し、目標達成に向けて特定健康診査等を実施してきました。

しかしながら、特定保健指導の実施率の目標達成が難しい状況であることから、目標値の見直しを行った上で、目標達成に向けた取組を進めていきます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	15%	20%	30%	40%	50%	60%
	見直し後の目標値 			15%	20%	30%

見直し

■ 取組の方向性 ~継続して取組を進めていきます~

① 特定健康診査の受診や特定保健指導の利用促進

- 特定健康診査未受診者に対して受診勧奨を行います。特に、特定健康診査対象年齢となる40歳の方と前年度未受診者に対し重点的に受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。
- 特定保健指導の実績評価時期を3か月経過後以降にし、取組期間を短縮して利用しやすくするとともに、短縮した場合には6か月経過後にフォローアップ通知を送付します。
- 特定保健指導(積極的支援)の未利用者に対して利用勧奨を行います。勧奨リーフレットの内容を見直すとともに、電話による利用勧奨は、保健師、管理栄養士等の専門職が実施し、利用への動機付けを図ることで、利用率の向上に努めます。
- 特定保健指導の利用者数増加を目指し、対象者がより利用しやすい実施方法について、実施機関との検討を行います。動機付け支援については、令和3年度より指導帳票を見直します。
- 特定健康診査の受診や特定保健指導の利用につながるインセンティブ事業を実施します。

② 調査分析

- 特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者への調査・分析、他自治体の取組の情報収集を行い、受診率や利用率向上を目指した利便性や保健指導プログラム内容について検討します。

③ 重症化予防の推進

- 糖尿病、高血圧症、脂質異常症の重症化予防(脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病腎症・糖尿病網膜症等の予防)に焦点を当て、特定健康診査から要医療と判定された未治療の被保険者に対する受診勧奨を行います。対象者が受診の必要性を理解し、受診行動に結びつくような通知や勧奨方法を検討し、受診勧奨対象者の医療機関の受診率向上に努めます。
- 糖尿病腎症の早期発見・早期治療により、人工透析等の重症化の予防を図るため、特定健康診査で把握した血糖高値未治療の者及び治療中断者に対する受診勧奨を行います。

④ 特定健康診査等の認識を高める広報の充実

- 市政だより、ラジオ等メディアの活用、登録医療機関や市民センター、商業施設でのポスター掲示等での広報を充実させます。
- 区役所・総合支所との連携により、窓口での健康診査の案内(リーフレット配布)やイベント、地域保健活動において、特定健康診査等についての啓発を行います。

【お問合せ】 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課

電話 : 022-214-8351

FAX : 022-214-8195

Eメール : fuk005160@city.sendai.jp



令和3年3月